

文教委員会請願・陳情説明資料

令和6年7月2日

件名	頁
(教育指導部)	
1 5 受理番号 1 2	有効ないじめ対策の実施を求める請願・・・・・・・・・・ 2
2 5 受理番号 1 4	医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援 施策を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3 5 受理番号 1 5	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護 者に対する適切な支援等の創設を求める請願・・・・・・・・ 1 1
4 受理番号 2	子どもたちの笑顔をふやし、先生たちが元気になる解決策を求 める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
5 受理番号 3	不登校支援事業の抜本的な支援拡充を求める請願・・・・・・ 1 7
6 受理番号 4	足立区行政主導ペアレント・メンター事業のさらなる展開を求 める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
(学校運営部)	
7 5 受理番号 1 3	区立小学校の1日でも早い給食費無償化を求める陳情・・・・ 2 3

(教 育 委 員 会)

件 名	5 受理番号 1 2 有効ないじめ対策の実施を求める請願
所管部課名	教育指導部教育指導課
請願の要旨	学校は、子どもが幸せになるための基礎づくりの場です。しかしながら、その学校において、いじめが原因で、命を失う、登校できない、または、登校しても教室に入れない子どもがいます。また、いじめは、子どもの心に深い傷を残し、その結果、自己肯定感を奪い、子どもから積極的に人生を切り開く力を奪います。いうまでもなく、足立区の未来は、子どもたちの双肩にかかっています。その子どもたちを守り、支援することが、すなわち足立区の未来をつくることに繋がります。安心して子どもを産み育てる社会にするためにも、いじめ対策は国の重要な課題である少子化対策としても重要です。ここ足立区においても実効性のあるいじめ対策を実施することを強く求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	1 いじめへの対応に関する取組 (1) 教育委員会 - ア いじめ防止に関する教員研修の実施 - イ 自殺予防に関する教員研修の実施 - ウ 人権教育に関する教員研修の実施 - エ 電話、ネットによるいじめ相談の実施 - オ 児童・生徒用タブレット端末からホームページを介していじめ相談ができるようにアイコンを設置 - カ 「いじめSOSカード」の全児童・生徒への配付 - キ 「いじめに関するアンケート（年3回）」「いじめに関する一覧表」「いじめ個票」や指導主事による学校訪問などを通じたいじめの実態把握と関係諸機関との連携 - ク いじめ等問題対策委員会（第三者委員会）による実態把握と助言 - ケ 令和6年度からスクールロイヤーやソーシャルワーク・アドバイザー（SWA・1名）の配置による相談体制の拡充 (2) 学校 - ア 「学校いじめ防止基本方針」を策定 - イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底 - ウ いじめや「生命の尊さ」等に関する公開授業の実施

	エ 児童・生徒が主体となるいじめ防止月間の取組 オ いじめ防止に関する校内研修会の実施 カ 年2回のWEBQUの実施と分析によるいじめの未然防止、早期発見 キ いじめ相談箱の設置 ク 保護者、地域と連携した「いじめ防止教室」の実施 ケ スクールカウンセラーの活用 コ 教育委員会や警察等、関係機関との連携 2 自殺予防への対応に関する取組 (1) SOSの出し方に関する教育の推進 ア 小中学校全学年で、年1回以上の「生命の尊さ」をテーマにした授業の実施 イ 小学校高学年（5・6学年）時と中学校在学中に各々1回以上、DVD教材「自分を大切にしよう」を活用した授業を実施するとともに、各種相談機関が記載されたカード（区作成）等を配布 ウ DVDを活用した授業において、取り扱う内容に応じて保健師を講師として招聘 (2) 児童・生徒の自殺対策における連携 ア 学校は教育委員会に一報を入れるとともに、「自殺企図及び自傷行為等に関する児童・生徒等の記録」を教育指導課に提出 イ 教育指導部、衛生部、こども支援センターげんきによる検討会議にてリスク評価の実施 ウ 児童・生徒の実態に応じ、SC、SSWの派遣、保健師、CW、危機管理課等関係諸機関との連携による支援や指導主事の派遣等、必要に応じた支援を実施
--	--

件 名	5 受理番号 1 4 医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課 福祉部障がい福祉課、障がい援護課
請願の要旨	2021年、国では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決され、国や自治体が医療的ケア児の支援を全面的に行う責務を負うことが義務化されており、保育園や学校の設置者など支援措置の責務があることを明確化しています。 足立区では医療的ケア児支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育、連携、連絡調整、情報交換を図ることを目的に、令和元年度から医療的ケア児ネットワーク協議会が設置されました。子どもたちが成長する過程で様々な課題が生じており、段階的な支援が必要です。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	1 医療的ケア児の対応状況 (1) 保育園・認定こども園における医療的ケア児の対応状況 ア 令和3年4月から区立保育園3園3名での医療的ケア児受け入れを開始。令和4年度は2名新規入園し、3園5名の児童の受け入れを実施している。 イ 令和5年度、区立保育園での実施を2園拡大し、区内5ブロック分けし、5園での受け入れを開始。地域における医療的ケア支援のノウハウの蓄積に努めている。 (2) 保育施設における医療的ケアの実施 令和3年4月より担当看護師を実施園に各1名配置し、喀痰吸引や経管栄養など専門性が必要とされる医療的ケアを継続実施している。 (3) 医療的ケア調整担当の設置 令和3年度、医療的ケア調整担当を新設し、医療的ケア施策の調整及び、地域支援の手法の検討等を担当が中心となり実施している。 (4) 就学後の体制整備について 令和3年10月から小学校・保育園関係者、養護教諭等、関係所管で構成される作業部会を設置し、就学前後の切れ目のない医療的ケア児支援体制について検討。令和4年度2校、令和5年度3校の区立小学校で医療的ケア児支援の試行実施を経て、令和6年4月より、区立保育園（医療的ケア指定園）5園

と連携しながら、区立小学校 6 校（6 名）で本格的な支援を開始した。また、本格実施に伴い「足立区立小学校における医療的ケア児支援実施ガイドライン」を策定した。

2 在宅レスパイト事業について

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業は、東京都の「在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱」に基づき以下の内容で実施している。

(1) 対象者

在宅の重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児

(2) 事業内容

区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師を対象者の自宅に派遣し、一定時間対象者のケアを介護者に代わって行う

(3) 利用時間

年間 1 4 4 時間（令和 4 年度まで 9 6 時間）

1 回あたりの利用時間は 2 時間から 4 時間までの 3 0 分単位

(4) 利用者負担

世帯の区民税課税状況に応じて下表のとおり一部負担

世帯の範囲 利用者が 1 8 歳以上：当該利用者及びその配偶者
利用者が 1 8 歳未満：同一の世帯に属する者

世帯 時間	生活保護 低所得 (区民税 非課税)	一般 1		一般 2	訪問看護 基準単価 (利用者負担 含む)
		障がい児 区民税 所得割 28 万円 未満	障がい者 区民税 所得割 16 万円 未満	左記以外	
2 時間	0 円	180 円	370 円	1,500 円	15,000 円
2 時間半	0 円	220 円	460 円	1,880 円	18,750 円
3 時間	0 円	270 円	550 円	2,200 円	22,500 円
3 時間半	0 円	310 円	640 円	2,630 円	26,250 円
4 時間	0 円	360 円	740 円	3,000 円	30,000 円

(5) 2 3 区の利用者負担の状況

- ア 都要綱に準じて実施：足立区含む 1 7 区
- イ 都要綱より一部軽減して実施：2 区（千代田・新宿）
- ウ 利用者負担無料で実施：3 区（目黒・大田・荒川）
- エ 都要綱より高く設定して実施：1 区（杉並）

(6) 2 3 区の利用時間数の状況

- ア 都要綱に準じて年 1 4 4 時間：足立区含む 2 1 区

イ 独自基準で時間設定：2区

(千代田：年208時間、荒川：週3時間×52週)

(7) 利用実績の概要

利用者所得区分	利用 実人数 (人)	総 時間数 (時間)	平均 時間数 (時間)	利用率 (%)
生保・低所得	11	337.5	31	21.3
一般1 (障がい児)	28	1328.5	47	32.9
一般2	2	23.0	12	8.0

※ 100時間を超えて利用した方は41人中9人

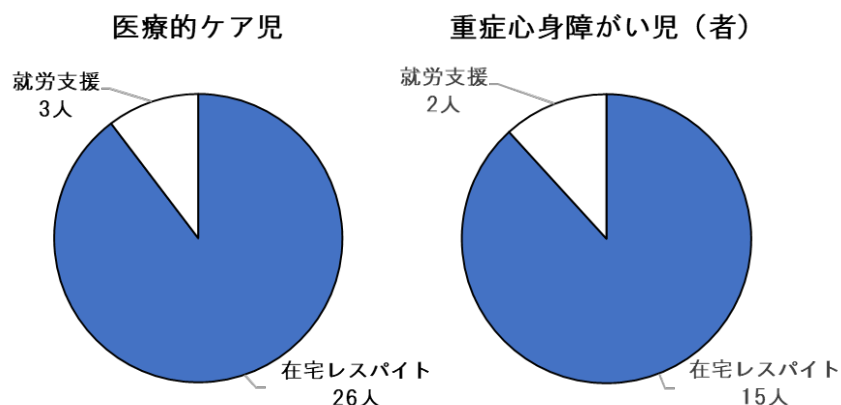
(8) 利用者への聞き取り調査

ア 対象者数

62人 (令和5年度在宅レスパイト事業支給決定者)

※ 62人のうち、実際に在宅レスパイト事業を利用した人数は41人で、医療的ケア児、重症心身障がい児(者)ともに「在宅レスパイト」を理由とした事業利用が大多数を占めている(「就労支援」を理由とした5人は「在宅レスパイト」を理由としても利用したため重複している)。

<利用目的別事業利用者>



イ 回答者数

53人 (回答率85.5%)

ウ 調査方法

電話での聞き取り調査

エ 調査実施期間

令和6年5月8日から5月16日

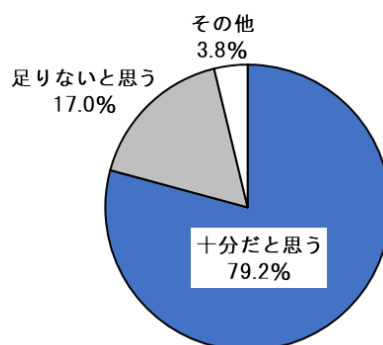
オ 調査結果の概要

※ 詳細は「在宅レスパイト事業聴き取り調査結果」(P8～10)参照

(ア) 年間利用時間(144時間)について

8割近くの方が現状の年間利用時間数を「十分だと思う」と感じている。

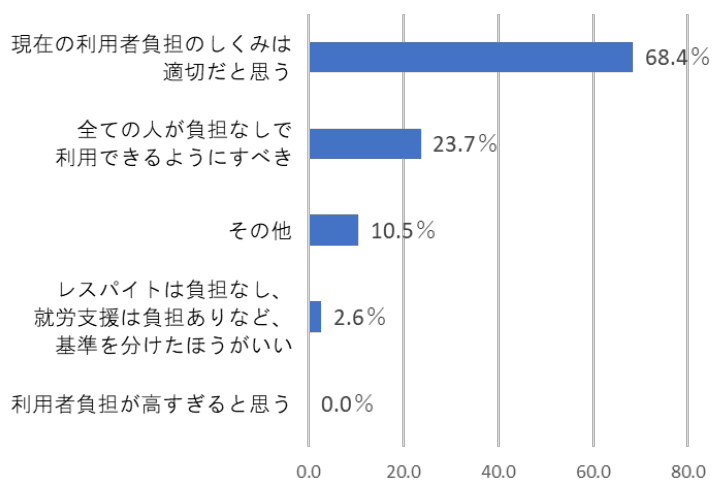
年間利用時間（１４４時間）について



（イ）現在の利用者負担の仕組みについて

- ① 「現在の利用者負担のしくみは適切だと思う」 68.4%
- ② 「すべての人が負担なしで利用できるようにすべき」 23.7%

現在の利用者負担のしくみについて



（ウ）その他在宅レスパイト事業に対するご意見（自由回答）

- a 土日、夜間など訪問看護事業所の営業時間外に利用できるようになるとありがたい（４件）。
- b 訪問看護事業所のみでなく、ヘルパー事業所にも頼むことができればありがたい（５件）。
- c １回の利用上限時間がもっと長くしてもらえるとありがたい（４時間→６時間など）（５件）。
- d １時間から利用できるようにしてもらいたい（２件）。
- e 予約がとりづらい（２件）。

在宅レスパイト事業聴き取り調査結果

(すべての方に)

Q 1 令和5年度から年間利用時間が96時間から144時間に増えましたが、
時間数についてどうお考えですか。(回答数 53人)

- | | |
|--------------|-------|
| 1 十分だと思う | 79.2% |
| 2 足りないと思う | 17.0% |
| 3 その他(わからない) | 3.8% |

(Q1で「足りないと思う」とお答えの方に)

Q1-1 年間何時間くらいが適当とお考えですか。(回答数 5人)
(平均) 242時間/年

※ 具体的な時間数ではなく、「使えるだけ」という意見あり
(1人)。

(すべての方に)

Q 2 在宅レスパイトの利用にあたり、利用しづらいと感じたことがあります
か。(回答数 53人)

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 利用しづらいと感じたことはない | 34.0% |
| 2 利用しづらいと感じた | 66.0% |
| 3 その他(無回答) | 1.9% |

(Q2で「利用しづらいと感じた」とお答えの方に)

Q2-1 利用しづらいと感じた内容で、以下の項目に該当するものはあ
りますか(複数回答可)。(回答数 35人)

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 利用者負担がかかる | 5.7% |
| 2 利用したい時に予約がとれない | 60.0% |
| 3 1回あたりの利用時間の上限がある | 40.0% |
| 4 その他 | 42.9% |
- ① 事業所が少ない(2件)
② 1時間から使いたい(2件) など

(利用実績が48時間未満の方に)

Q3 令和5年度の利用実績が48時間未満の方に伺います。利用実績が少なかった理由として、以下の項目に該当するものがありますか(複数回答可)。

(回答数 40人)

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | あまり利用する機会がなかった | 53.8% |
| 2 | 利用したい時に予約がとれなかった | 23.1% |
| 3 | 利用者負担がかかるので利用を控えた | 10.3% |
| 4 | 利用のしかたがよくわからなかった | 5.1% |
| 5 | その他 | 17.9% |
| | ① タイミングが合わなかった(3件) | |
| | ② 事業所に対して遠慮してしまう(2件) など | |

(利用者負担がある方に)

Q4 利用者負担のある方に伺います。現在の利用者負担のしくみについて、以下の項目に該当するものがありますか(複数回答可)。(回答数 38人)

- | | | |
|---|------------------------------------|-------|
| 1 | 現在の利用者負担のしくみは適当だと思う | 68.4% |
| 2 | 利用者負担が高すぎだと思う | 0.0% |
| 3 | すべての人が負担なしで利用できるようにすべき | 23.7% |
| 4 | レスパイトは負担なし、就労支援は負担ありなど、基準を分けたほうがいい | 2.6% |
| 5 | その他 | 10.5% |
| | ① とても安いと思う(2件) | |
| | ② ある程度まで無料だと良いと思う(1件) | |
| | ③ 「一般2」だと高く、「一般1」だと安いと思う(1件) など | |

(すべての方に)

Q5 どのような場面で在宅レスパイトを利用したいですか(自由回答)。

(回答数 45人)

- ① 介護者の用事、通院などで本人の支援ができない時(16件)
- ② 家族が休みたい、家族が病気の時(8件)
- ③ 兄弟の用事やイベントがある時(10件)

(すべての方に)

Q6 その他、在宅レスパイトに関してご意見があればお聞かせください(自由回答)。(回答数 27人)

- ① 土日、夜間など訪問看護事業所の営業時間外に利用できるようになるとありがたい(4件)

- ② 訪問看護事業所のみでなく、ヘルパー事業所にも頼むことができればありがたい（5件）
- ③ 1回の利用上限時間がもっと長くしてもらえるとありがたい（4時間→6時間）（5件）
- ④ 1時間から利用できるようにしてもらいたい（2件）
- ⑤ 予約がとりづらい（2件）

件 名	5 受理番号 15 不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課 こども支援センターげんき支援管理課、教育相談課
請 願 の 要 旨	足立区の小・中学生の不登校者数は1, 000名弱です。不登校や発達障がい特性のある子ども達、その保護者に対する適切な支援の拡充と実効性ある新たな支援施策の構築を強く求めます。
請 願 者 等	請願文書表のとおり
紹 介 議 員 名	長谷川 たかこ議員
内 容 及 び 経 過	1 ユニバーサルデザイン教育、個々に向けた新たな支援事業の拡充 (1) ユニバーサルデザイン教育は、全小中学校において取り組んでいる（令和4～5年度は、小学校2校、中学校3校の特別支援教育研究推進モデル校で実践）。令和4年度は、教員を対象としたユニバーサルデザインに関する研修会を実施。令和5年度は、研修会のほかモデル校の報告会を開催。令和6年度も引き続き、研修会等をとおしてユニバーサルデザインの教育を推進する。 (2) 不登校児童・生徒を対象とした、登校サポーター（※）による「お迎え支援」や「別室支援」を必要とする人数が毎年増加している（R4：329人、R5：397人）。今後も、登校サポーターの人材募集を積極的に行い、安定的な人材確保に努める。 ※ 登校サポーターは、対象児童・生徒の自宅へお迎えに行き一緒に登校したり、登校後の子どもたちに別室での寄り添い支援を行ったりしている。 2 通常学級における「リソースルーム（※）」の小中学校での展開 発達障がい等で学習に困っている児童・生徒に対しては、合理的配慮のもと丁寧な学習指導や、特別支援教室で特性に応じた支援を実施することで、子どもたちが自信をもって自立できるよう進めている。 ※ 通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導による学習支援を行う部屋（他自治体ホームページより引用）

3 家庭学習支援事業

(1) 家庭学習支援事業（※）

令和3年度に小学生25人を対象に開始し、令和5年度より中学生も25人拡大し、合計50人とした。

※ 家庭学習支援事業は、長期欠席状態及び不登校の長期化が危ぶまれ、外出が困難な不登校の児童・生徒の自宅へ家庭教師を派遣し学習支援を行う。

(2) その他オンラインによる支援

家庭学習支援に加え、不登校対策として以下の事業も開始している。

ア room-k

令和5年度から、区がサービス利用契約を締結したNPO法人が、特に外出が困難な生徒（4人）にオンラインによる支援をモデル実施している。

イ 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム

令和6年度から、東京都が提供する仮想空間に足立区も参加し、新たな学びの場を提供していく。

4 多様な問題を抱えた子ども達やその保護者等に対するきめ細やかな支援

学校では、発達障がいやグレーゾーンとされる特性をもった児童・生徒に対して、声の掛け方、指導方法の工夫、保護者への連絡など、細やかな支援を進めている。時には、人的支援としてスクールアシスタントを学校に配置し、児童・生徒の困り感に応じた支援体制を構築するように努めている。

5 法律の趣旨の周知

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと等、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成29年2月14日施行）」の趣旨が浸透するように、区民、教員、保護者への周知を図っている。

6 区民への啓発

不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会の開催や、あだち広報、SNS等を通じた登校支援ガイドの周知により、不登校への理解促進を図っている。

	7 学校が楽しいと思える学校運営 (1) 子どもたちの意思が尊重され、自ら学びたくなる学校経営 ア 小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）にある「主体的・対話的で深い学び」に則り、子どもたちの意欲を喚起し、その意欲を起点とした授業改善を継続指導 イ コロナ禍以前に行われていた委員会活動、縦割り班活動等、集団活動や体験的な活動などの特別活動を充実させ、児童・生徒が主体的に学校生活を送ることができる教育活動を指導 (2) 宿題の廃止、もしくは自由選択 ア A Iドリル、デジタル教科書等を使用した、子どもたち一人一人に応じた家庭学習への移行について継続指導 イ 区内小学校でも、家庭学習から自主学習への移行を図っている学校がある。取組を実施している学校の状況を把握し、他の学校でも実態に応じて自主学習を選択できるよう指導 ウ 家庭学習が子どもたちの負担にならないように、提出できない子どもに対して提出を強制したり、執拗な指導をしないよう指導 (3) 学校への嫌悪感を軽減する ア 発達特性の理解が不十分なためにおこる不適切な対応をなくすため、教職員研修の充実 イ 「コミュニケーションの教室通信」等を活用したダイバーシティ教育の周知 ウ 児童・生徒が主体的に学べるユニバーサルデザイン教育の充実 (4) 不登校未然防止対策 ア 学級に入りづらいと感じた時、児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる教室「（スモール・ステップ・ルーム（SSR）」の開設 イ 巡回指導教員、ソーシャルワーク・アドバイザー（SWA）等を派遣して指導状況を確認するとともに、SSR設置校の連絡会を定期開催し、事例を共有することなどどの支援室でも生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育める環境整備の実施 ウ SWAが監修し、作成したアセスメントシートを活用し、教育委員会と学校、家庭、関係機関が連携し、個々の生徒に最適な寄り添い支援を探求 エ 令和6年度は、第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校、六月中学校の四校で先行実施
--	--

	オ 生徒の変容を注視した上で、令和7年度以降の設置校の選定等を含めた事業運営方針を策定 8 教員の負担軽減 (1) 会計年度任用職員の配置 副校長補佐、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど多様な人材を学校に配置し、これまで教員が担ってきた業務の一部を分任し、教員の負担軽減を図っている。 (2) 校務ＩＣＴ化の推進 総合型校務支援システムを導入し、出欠席管理、成績処置等をシステム化し、教員の業務時間短縮を図っている。 (3) 自動音声応答装置、音声翻訳機等々の導入 夜間の外部からの電話対応を無くすよう自動音声応答装置を設置、日本語を母語としない児童・生徒とのコミュニケーション確保のための音声翻訳機配付等、教員の負担軽減を図る支援を実施している。
--	--

件 名	受理番号 2 子どもたちの笑顔をふやし、先生たちが元気になる解決策を求める陳情
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
陳 情 の 要 旨	教員の長時間労働は、深刻である。一刻も早く教員を増やし、ゆとりを持って教育ができるよう、次のことを要望する。 1 東京都に対し、1人の教員の授業時間が1日4時間(コマ)以内となるよう、小学校においては、専科教員の増員や英語教師などの配置を行い、中学校においては、週の持ち時数の上限を20時間とする教員配置を行うよう、足立区議会として意見書を提出すること。 2 足立区として、教員が勤務時間内に子どもにかかわる時間を十分に確保しつつ、明日の授業の準備がしっかりとできるように、「学校に於ける働き方改革に関する取り組みの徹底について」(2019 年3月18日文部科学事務次官通知)に基づき、学校に課している「過度な負担を軽減することに尽力する」とともに、業務の役割分担・適正化をすすめ、また各学校を支援すること。
陳 情 者 住 所 等	請願文書表のとおり
内 容 及 び 経 過	1 教員の配置基準 (1) 教員の定数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「東京都公立学校教職員定数配当方針」により学級数による配当教職員数が決まっている。 東京都教育委員会は学級数に応じた教員定数のほか、各学校の状況に応じて指導方法工夫改善等の加配教員を配置している。 (2) 平成30年度からは小学校で「英語」が新たに専科として加わった。さらに校務分掌や研修内容に応じて、各教員に時数軽減が適用されているが、特別区教育長会や特別区指導室課長会等を通じて更なる改善について要望している。 (3) 中学校の教員の持ち時数に関する上限については特に定めがない。教員の持ち時数については、各校に配置されている各教科の教員数等を総合的に勘案して学校長の判断により決定されるが、教員の負担軽減を図るべく教員配置基準の見直しについて、特別区教育長会や特別区指導室課長会等を通じて、要望している。なお文部科学省が実施した平成28年度学校教員統計調査によると中学校教諭の平均授業日数(週)は18.2コマである。

	2 教員の負担軽減のための取組み (1) 足立区として、出退勤システムの導入による在校時間の可視化、統合型校務支援システム（C4t h）導入による出欠席管理、成績処理業務等の効率化、H&S（ホーム&スクール）システムによる家庭との連絡業務の負担軽減等、I C Tを活用した支援を推進している。 (2) 副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等、教員の負担軽減に資する様々な会計年度任用職員を学校に配置している。 (3) スクール・ロイヤー制度や、自動採点システムの試行など新たな支援策も導入しながら、学校、教員の負担軽減に取り組んでいる。
問 題 点 等	

件 名	受理番号 3 不登校支援事業の抜本的な支援拡充を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき 教育相談課 教育指導部 教育指導課
請願の要旨	去る5月31日、内閣府が、調査の結果15～64歳でひきこもり状態にある人は全国で推計146万人いる、と公表しました。その子ども版である不登校者の人数ですが、これも由々しき事態になっております。足立区の小・中学生の不登校者数が年々増えている状況の中で、不登校の子ども達に対する別室登校や別室での給食、個々の学力に応じたきめ細かな学力の底上げなど、個々に応じたきめ細やかな対応と実効性ある支援施策の構築が急務です。 ① 大至急、不登校の子ども達に、不登校になった理由のアンケートを実施すること。 ② ①で得たデータを元に、不登校の原因を解消するための施策を実施すること。 ③ 令和5年度10月より足立区においては区立六月中学校をモデルとして不登校未然防止事業（SSR）を打ち出され、令和6年度から六月中学校、第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校4校で実施となった。モデル校4校で行われている事業からエビデンスを取り、不登校の子ども達に対する個々に応じたきめ細やかな対応と実効性のある支援施策を拡充すること。 ④ SSRの小学校版と中学校版をそれぞれ構築することを目的とし、足立区全小中学校で展開すること。 ⑤ 不登校の子ども達の学力の底上げとなるよう、必要な予算を付け、個々に応じた学習支援の場を提供すること。 ⑥ SSR実施に必要な予算措置を早急に行うこと。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員

1 足立区における不登校児童・生徒数の推移と不登校要因の把握

毎月区が独自に実施している調査「長期欠席児童・生徒状況等に関する実態調査」に基づく不登校児童・生徒数の5年間の推移は、以下の通り。

(1) 不登校児童・生徒数の推移（累計30日以上欠席者）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	前年比(%)
小学校	234	312	318	371	572	+201 (+54.2%)
中学校	684	665	678	791	960	+169 (+21.4%)
合計	918	977	996	1,162	1,532	+370 (+31.8%)

本調査において「不登校の要因」を把握しているが、学校が把握している要因を回答する方式（複数回答可）であり、不登校児童・生徒への直接的なアンケート調査は行っていない。

以下、上位5項目の比較は以下の通り。

【小学校】

	令和4年度	令和5年度
1	無気力・不安 (51%)	無気力・不安 (47%)
2	生活リズムの乱れ・遊び・非行 (14%)	家庭環境 (12%)
3	親子の関係 (13%)	生活リズムの乱れ・遊び・非行 (9%)
4	友人関係の悪化 (5%)	親子の関係 (8%)
5	授業が分からない (4%)	友人関係 (4%)

【中学校】

	令和4年度	令和5年度
1	無気力・不安 (61%)	無気力・不安 (56%)
2	生活リズムの乱れ・遊び・非行 (13%)	生活リズムの乱れ・遊び・非行 (9%)
3	授業が分からない (6%)	授業が分からない (6%)
4	親子の関係 (5%)	親子の関係 (4%)
5	友人ができない (4%)	友人ができない (4%)

(2) 足立区における主な不登校対策事業

- ① 教育相談員、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) による相談業務
- ② 教育支援センター (チャレンジ学級、あすテップ)
- ③ NPOと連携した居場所を兼ねた学習支援事業
- ④ 家庭学習支援事業 (家庭への講師派遣)
- ⑤ NPOによるオンライン支援事業 (room-K)、東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム
- ⑥ 登校サポーター (お迎え支援、別室登校支援)

2 国（文部科学省）が実施した調査における不登校要因の結果（概要）

※いずれも文部科学省の公表概要から一部抜粋・引用

（1）不登校児童生徒の実態調査（令和2年度実施）

ア 【調査目的】 不登校児童生徒への更なる支援の充実等について検討する上での基礎資料とする。

イ 【調査対象】 調査への協力が可能と回答があった対象学校に通う小学6年生又は中学2年生で、前年度に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者。調査票による回答形式。

ウ 【回答状況】

	児童・生徒	保護者
小学6年生	713件（回収率11.7%）	754件（回収率12.4%）
中学2年生	1,303件（回収率8.2%）	1,374件（回収率8.6%）

【小学校（児童の回答・上位5項目）】

	最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（複数回答）
1	先生のこと【先生と合わない、怖かった、体罰があったなど】（29.7%）
2	身体の不調【学校に行こうとするとおなかが痛くなったなど】（26.5%）
3	生活リズムの乱れ【朝起きられなかったなど】（25.7%）
4	きっかけが何か自分でもよくわからない（25.5%）
5	友だちのこと【いやがらせやいじめがあった】（25.2%）

【中学校（生徒の回答・上位5項目）】

	最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（複数回答）
1	身体の不調【学校に行こうとするとおなかが痛くなったなど】（32.6%）
2	勉強が分からない【授業がおもしろくない、成績が良くなかったなど】（27.6%）
3	先生のこと【先生と合わない、怖かった、体罰があったなど】（27.5%）
4	友だちのこと【いやがらせやいじめ以外】（25.6%）
5	友だちのこと【いやがらせやいじめがあった】（25.5%） 生活のリズムの乱れ【朝起きられなかったなど】（25.5%）

（2）不登校の要因分析に関する調査研究（令和4年度実施）

ア 【調査目的】 教師、児童生徒本人、保護者の回答を比較すること及び不登校でない児童生徒に対する教師、児童生徒本人の回答を比較し、不登校の関連要因を明らかにする。不登校の主たる要因が「無気力・不安」であると報告された児童生徒の詳細を把握し実態をつかむことなど。

イ 【調査対象】 令和4年度に小学3年生から高校1年生（中学3年生を除く）であった児童生徒（19,005名）とその保護者（12,140名）および令和4年度当時の担任教師等。協力教育委員会は、大阪府吹田市、広島県府中市、宮崎県延岡市、山梨県。

ウ 【回答状況】 教師が令和4年度不登校として報告し（1,424名）、かつ児童生徒も年間欠席30日以上と回答した239名、および保護者

も年間欠席30日以上と回答した200名の結果。

きっかけ要因	教員 (1,424名)	児童生徒 (239名)	保護者 (200名)
差があった項目			
いじめ被害	4.2%	26.2%	29.2%
教職員への反抗、反発	3.5%	35.9%	44.7%
教職員とのトラブル、叱責等	2.0%	16.7%	20.5%
体調不良の訴え	18.5%	68.9%	76.5%
不安・抑うつ訴え	19.0%	76.5%	78.4%
居眠り、朝起きられない、夜眠れない	8.3%	70.3%	74.7%
概ね一致した項目			
学業不振	41.2%	47.0%	35.9%
宿題ができていない等	40.5%	50.0%	37.7%

3 スモール・ステップ・ルーム（SSR）の運営状況

(1) 背景

様々な対策にも関わらず不登校は増加傾向にある。一旦、不登校状態になると教室に戻るのは困難なことから、保健室登校など教室に入室することが難しい生徒等を対象とした未然防止事業として、SSRの運営に取り組むこととした。

(2) 令和5年度の取組み

令和5年度は、六月中学校でモデル実施し、16名の生徒が利用した。

(3) 令和6年度の取組み

ア 令和6年度は新たに第一、加賀、蒲原の各中学校にSSRを開設し、生徒支援を開始した。6月1日時点で4校合計で47名の生徒が利用している。

イ 4校全てのSSRで、元学校長の指導員が相談や学習指導にあたっている。さらに巡回指導教員、SWA（ソーシャルワーク・アドバイザー）等を派遣して指導状況を確認するとともに、SSR設置校の連絡会を定期開催することで、どの支援室でも生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育める環境づくりに努めている。

ウ 生徒の変容を注視した上で、令和7年度以降の設置校の選定、指導員の確保等を含めた事業運営方針を策定していく。

件 名	受理番号 4 足立区行政主導ペアレント・メンター事業のさらなる展開を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	足立区ペアレント・メンターは、親支援として、行政支援では賄いきれない当事者目線の支援事業です。 通常学級に在籍する親に対する適切な支援事業となる仕組みを新たに構築する必要があります。その為にも、新たなペアレント・メンター相談支援事業の展開と発達障がいについてのさらなる周知啓発活動を求めます。 ① SNSやポスター、区の広報紙、入学説明会や C4th Home&School を使った保護者への周知徹底を行い、効果を十分に意識した積極的な広報活動を展開すること。 ② 複数のアウトリーチ機能を持たせた保護者相談会の実施。各学校や地域ごとに保護者が集まりそうな会の企画（ビーズ、刺繍手芸など）、入学説明会や商業施設に出向く、既存イベントとのタイアップによるアウトリーチ型の相談会を実施すること。 ③ 専門家や大学との連携により、セミナーやシンポジウムなどを年に複数回開催し、区民の意識と子育てに関する教育力を高める意識づけを積極的に行うこと。例えば、シンポジウム 3 部制の 1 つに発達障がいを盛り込む講演会の開催や講演会の動画配信などの工夫をすること。 ④ 最終的に、家庭教育力を高めた保護者が次を担うペアレント・メンター候補者となるよう、常に効果を意識した支援事業をすること。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	1 ペアレント・メンター事業について (1) ペアレント・メンターとは 『メンター』とは信頼できる相談相手という意味。 自らも発達障がいのある子どもの養育経験があり、傾聴や発達障がいの基礎知識などの一定の学びをした保護者のこと。専門家とは違う視点で同じ親として葛藤や不安に共感しながらの寄り添いや、さまざまな子育ての経験や地域の情報など同じ目線で伝えることができる。 (2) ペアレント・メンターの特徴と活動 ペアレント・メンターはその当事者性から、専門機関による支援とは違った以下の特徴がある。

ア 同じような発達障がいのある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い

イ 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供

ウ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント

2 足立区のこれまでのペアレント・メンター事業の取り組み

平成28年4月	一般社団法人ねっとワーキングに委託し、西綾瀬ボランティアセンターで事業開始
平成29年1月	実施場所を東京芸術センター8階に変更
平成30年4月	実施場所をねっとワーキング青井事務所に変更
平成31年4月	障がい福祉センター（福祉部）からこども支援センターげんき（教育委員会）に移管
令和3年4月～ 令和6年3月	プロポーザル方式に変更し、一般社団法人ねっとワーキングが選定され3年間の事業委託実施
令和6年4月	事業委託から区主導の事業に変更し、登録団体と協定を締結した相談事業を実施する方法に変更
令和6年 5月14日	実施場所をこども支援センターげんき5階相談室に移し、協定締結団体（令和6年6月現在、一般社団法人ねっとワーキング1団体のみ）に在籍しているペアレント・メンターによる週3日（火・木・金曜日）の相談業務を開始。

3 情報発信、アウトリーチの状況（予定を含む）

（1）紙媒体による主な周知

ア あだち広報への掲載（6月10日号、8月25日号（予定））

イ チラシの配布（区施設、区内駅構内スタンド等での配布、校長会・副校長会、スクールカウンセラー・スクールアシスタントへの個別配付等）

（2）デジタル媒体による主な周知（チラシデータ添付）

ア 区公式ホームページへの掲載

イ 区公式X（旧ツイッター）、フェイスブックでの配信

ウ 区LINE公式アカウントでの配信

エ C4th Home&School での配信

（3）イベントへの出展

ママの孤独・孤立防止ドットリボンフェスタ2024でのブース出展（5月24日開催）

（4）その他

庁内各部が所管する協議会等での周知

件 名	5 受理番号 1 3 区立小学校の 1 日でも早い給食費無償化を求める陳情			
所管部課名	学校運営部学務課			
陳情の要旨	区立小学校に通うすべての子どもの給食費を全額無償化（公費負担）で、実施してください。			
陳情者等	請願文書表のとおり			
内容及び経過	1 区立小・中学校の給食費無償化の主な経緯			
	(1) 区立中学校の給食費無償化			
	ア 開始時期			
	令和 5 年 4 月から			
	イ 区立中学校から実施した理由			
	区立小・中学校全体で約 2 4 億円という経費を恒久的に捻出できる見通しまでは至らなかったため、学校給食費無償化の第一段階として、標準服や部活動など、より経済的負担が増大する中学校から実施した。			
	(2) 区立小学校の給食費無償化			
	ア 開始時期			
	令和 5 年 1 0 月から			
	イ 区立小学校を実施した理由			
様々な検討を重ねた結果、財政調整基金の積み増し金の活用により財源の見通しが立ったため、子育て支援策の一環として、区立中学校に続き区立小学校においても給食費無償化を実施した。				
2 令和 6 年度学校給食費				
	学年	無 償 化		物価高騰による増額分
		1 食単価	月額	
小学校	1	271. 94 円	4, 650 円	1 食あたり 14. 10 円を増額
	2		4, 770 円	
	3・4	289. 94 円	5, 090 円	
	5・6	305. 94 円	5, 280 円	
中学校	1	362. 69 円	6, 030 円	1 食あたり 16. 12 円を増額 (夜間学級は 16. 17 円)
	2		6, 130 円	
	3		5, 970 円	
	夜間	376. 80 円	6, 650 円	
3 学校給食費無償化の令和 6 年度当初予算				
(1) 小学校		1, 641, 166 千円	}	合計：2, 555, 536 千円
(2) 中学校		914, 370 千円		